
令和6年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和6年9月18日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和6年9月18日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第41号 令和5年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第43号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第48号 令和5年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第4 議案第49号 令和5年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第50号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第7 議案第62号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第42号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第44号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第45号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第46号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第47号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第51号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第53号 教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 令和5年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第43号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第3 議案第48号 令和5年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第4 議案第49号 令和5年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第50号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第7 議案第62号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第42号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第44号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第45号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第46号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第47号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第51号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第53号 教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第17 議員派遣について

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 藤田 利廣議員 | 2番 田中 義了議員 |
| 3番 佐藤さつき議員 | 5番 板倉 哲男議員 |
| 6番 磯貝 助夫議員 | 7番 本願 和茂議員 |
| 8番 中島 早苗議員 | 9番 馬原 英治議員 |
| 10番 坂本 弘明議員 | 11番 工藤 博志議員 |
| 12番 富高健一郎議員 | 13番 富高 友子議員 |
| 14番 佐藤 定信議員 | |

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興柁 恵志

書記 興柁 貴

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	戸敷 二郎	総務課長	……………	興柁 貴俊
財政課長	……………	霜見 勉	総合政策課長	……………	湯川 哲
税務課長	……………	谷川 保孝	町民生活課長	……………	佐伯 竜也
企画観光課長	……………	安在 浩	福祉保険課長	……………	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	佐藤 美和			
保健福祉総合センター所長	……………				工藤加代子
上下水道課長	……………	飯干 和宣			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				林 謙一
監査委員	……………	中尾 清美			

午後 1 時 30 分開議

○事務局長（興柁 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興柁 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 議案第 4 1 号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第 1、議案第 4 1 号令和 5 年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○決算審査特別委員長（本願 和茂議員） 令和 6 年第 3 回定例会本会議 2 日目に付託されました、議案第 4 1 号令和 5 年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について審査を終了しましたので、

高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査期間は9月5日、6日、9日の3日間で、14の関係各課の審査を行いました。

令和5年度高千穂町一般会計歳入総額は、101億3,346万4,202円、対前年度プラス3.2%、3億1,217万7,263円の増です。

プラスの主な財源は、国庫支出金16億98万円に対前年度プラス17.3%、2億3,700万円の増です。地方創生交付金2億7,866万円、公共土木施設災害復旧費負担金、繰越明許費込み4億2,127万円増が要因です。

繰入金5億9,694万円は、対前年度プラス31.4%、1億4,267万円の増となっています。財政調整基金からの繰入額が1億2,838万円増え、5億1,085万円となったことがプラスの要因で、自主財源の減と地方交付税の追加交付がなかったことに対応したためです。

繰越金2億1,702万円は、対前年度プラス66.8%、8,692万円の増となっています。繰越事業費充当財源8,519万円の増が要因です。

県支出金10億9,862万円は、対前年度プラス7.7%、7,850万円の増となっています。社会福祉費事業、農林水産業県補助金、選挙費委託金等で1億6,861万円の減となっていますが、台風災害による農林水産業災害復旧費県補助金が、繰越明許費を含めて1億6,456万円の増となっていることなどによって、全体的にプラスとなっています。

町債4億6,856万円は、対前年度プラス19.6%、7,688万円の増となっています。広報放送設備事業債、農業債、災害復旧債、繰越明許費込みの増がプラスの要因です。

マイナスの主な財源は、歳入総額の39.6%を占める地方交付税40億1,246万円で、対前年度マイナス3.9%、1億6,430万円の減です。

普通交付税では、新型コロナ臨時対策分、税込増による追加交付の減額、特別交付税では、台風14号災害対策分が減となっているためです。

寄附金1億9,512万円は、対前年度マイナス41.4%、1億3,794万円の減です。ふるさと応援寄附金は、5,884万円増の1億7,697万円ですが、企業版ふるさと納税寄附金が大幅に減額となったためです。

財産収入7,213万円は、対前年度マイナス23%、2,163万円の減となっています。令和4年7月から道の駅直販施設を、まちづくり公社に指定管理委託したことによる収入減がマイナスの要因です。

諸収入8,183万円は、対前年度マイナス13.9%、1,324万円の減となっています。雇用保険等個人負担金を歳計外現金に移行したことがマイナスの要因です。

自主財源となる町税は、対前年度プラス2.2%、2,409万円増の11億7万円です。

不納欠損額は1,498万円で、固定資産税25件分、1,485万円が主なものです。

収入未済額は3,308万円で、対前年度マイナス28.3%、1,303万円の減、執行停止総額は77件、1,344万円という状況です。

歳出は、支出済額9億8,797万5,943円で、対前年度プラス3%、2億8,371万82円増、予算額114億2,720万2,989円に対し、84.8%の執行率となっています。

繰越明許費・事故繰越額は、予算の12.4%を占め、14億1,236万円、対前年度プラス30.8%、3億3,292万円の増、約10億円が土木費・災害復旧費です。4年度から多額の繰越しを出す決算となっており、台風被害の激甚化、早期復旧を行う人手不足が事業執行を厳しくしている状況です。

不用額は3億2,686万円で、対前年度プラス20.7%、5,603万円の増となっています。前年度からの台風災害復旧工事等の繰越事業が多いため、監査委員からも適正に執行はされているとの見解であります。

形式収支はプラス4億4,548万円、単年度収支はマイナス5,672万円、実質単年度収支はマイナス5億6,169万円で、昨年度のマイナス4億4,176万円から1億1,993万円悪化した状況となっています。

審査に当たっては、限られた歳入予算がこれまでの予算・決算審議の趣旨や附帯意見を反映して、各事業適材適所で最大の効果が確実に上がるように歳出予算執行されたのかに着目し、真剣かつ慎重に審査を行いました。

9日の審査終了後、総務産業分科会、文教厚生分科会を設置し、各分科会においてさらに詳細な審査を行い、11日までに各分科会への意見を集約しておくよう申し合わせました。

11日の13時30分から委員会を開会し、各分科会で附帯意見を集約し、主査報告を行い、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

なお、附帯意見の内容については、以上のようになっています。

総務産業分科会主査報告。

建設課所管に関して。

1、まちづくり事業の補助金利用者の取組状況によっては、補助金の返納も検討し、事業の健全化を図ること。

2、過年度発生の災害復旧事業を早急に推進するとともに、職員の勤務状況を確実に掌握し、過度な勤務にならないよう心がけること。

企画観光課所管に関して。

1、町民が利用する補助事業の内容を確実に町民の耳に届くようPRに努め、利用促進を図ること。

2、各事業で委託事業の増加が見られる。費用対効果を検討し、委託料の適正化に努めること。

3、四季見原キャンプ場のサウナは、渇水による水不足が営業の妨げになっている。今後は水源確保などを含め、改善を図ること。

農地整備課所管に関して。

1、直営の小水力発電所が本格的に稼働を始めた。地域住民や土地改良区との連携を密にし、適切な管理運営に努めること。

2、令和4年度災害で、作物が作れない耕作地が多くある。自力復旧補助金を含め、仮復旧など耕作者のニーズに応えるよう早急に対応すること。

財政課所管に関して。

1、ふるさと応援寄附金については、前年度比約50%の増であるが、令和6年度より委託先が変更された。より一層の連携と事業努力により、目標を必ず達成すること。

2、辺地対策事業債については評価できる。財政調整基金運用の的確性など事業内容を慎重に審議し、安定した財政運営に努めること。

税務課所管に関して。

1、税徴収ミスによる関係町民への説明や対応を丁寧に行い、今後このような事案が発生しないよう業務を適正に行うこと。

2、税収納率は95.8%であり、評価できる。税収担当職員の業務が過度になり、精神的な負担が生じる可能性もある。状況の把握とケアに努め、負担軽減を図ること。

農林振興課所管に関して。

1、物価、原油価格高騰の状況は変わらず、農畜産業者の収入が低下し、生活にも影響を及ぼしている現状である。国・県・農協と協議し、関係農家への早急な支援を行うこと。

2、町の再造林率は近年50%前後を推移しているが、県は令和9年度に再造林率日本一を目指しており、本町も事業推進に貢献できるよう県からの支援を図り、さらなる再造林率アップに努めること。

3、新規就農支援事業終了後も独立営農継続ができるよう関係機関と連携し、支援すること。

総合政策課所管に関して。

1、企業版ふるさと納税も町財政の基盤であり、今後も情報発信に努めること。

2、鉄道公園化事業は現在保留状態であるが、今後の事業の方向性を町民に説明し、新たな事業推進がある場合は、速やかに議会に報告すること。

3、高校魅力化事業を通して魅力を全国に発信するとともに、存続に向けた3町の連携強化を図り、結果を出すこと。

4、辺地対策事業債の対象地区の見直しを行うよう、県と協議し、見直すこと。

総務課所管に関して。

1、職員募集については、社会人枠を含め、町内出身者の確保に努め、充足率アップを図ること。

2、南海トラフ地震や激甚化する災害の状況を踏まえ、町民の安心安全を守るためにも、防災士の資格取得を推進すること。

3、不用額が事業により多額であり、事前の減額補正や有効活用ができないか、課内で協議すること。

文教厚生分科会主査報告。

町民生活課所管に関して。

1、国民健康保険病院でのマイナ保険証の利用率が全国1位となったことは評価できる。今後は、コンビニでの証明書交付など検討すること。

2、さくらねこ活動事業（行政枠）が令和6年度末で終了する。ボランティア団体の活動が継続できるよう、県の動向を見つつ検討すること。

3、保険証は12月よりマイナ保険証に一本化される。マイナ保険証がなくても、現在の保険証は有効期限内利用可能であることや、資格確認書となることを町民へ周知すること。

福祉保険課所管に関して。

高千穂産婦人科の運営については、最低保証額の見直しができないのであれば、利用者増を検討すること。

2、子育て世帯訪問支援事業については、ヤングケアラーなどの情報収集漏れがないように学校との情報共有に努め、支援につなげること。

保健福祉総合センター所管に関して。

1、不妊治療助成について、本町では、個人負担分は全額補助となっている。周知に努めること。

2、産後ケア事業を周知し、出産後の育児不安などを少しでも取り除くよう努めること。

3、社会福祉協議会に委託している給食宅配サービスは、町民にとって必要なサービスである。人材確保や移転計画など早急に対応すること。

教育委員会所管に関して。

1、高千穂小学校の階段設置工事については、安全な通学路確保のため、早期完成に努めること。

2、物価高騰により学校給食費の値上げが行われたが、保護者の負担を軽減するよう助成措置を検討すること。

3、コミュニティセンターなどの公共施設の開所時間については、利用状況に応じて短縮も検討すること。

以上32件を附帯検討いたします。

これまでの附帯意見及び議会への関係各課の対応については、日常業務のほかに、頻発化・激甚化する災害対応、急を要する国からの経済支援対策事業対応等がある中、着実に改善されていることを議会も十分理解しています。特別委員会で本議案を全会一致で認定したことが、何よりも対応への評価であると捉えていただきたいと思います。

しかし、委託費が多い関係課・施設においては、引き続き委託費の抑制と費用対効果を精査する必要があることは、附帯意見でも述べております。

収入が減少している中、資材・物価高騰の影響で、毎月数百万円の支払いに悩む農畜産業従事者の町民がいます。8月の地震の影響を受け、宿泊予約キャンセルに伴う収入が減少した観光・宿泊業従事者の町民がいます。様々な支援策が講じられている中においても、このような困窮・逼迫している状況をもっと議会も執行も鑑みなければならないと思います。

国や県からの支援を待つのではなく、町レベルでどのような支援ができるのか、町民が望んでいるのかを、今まで以上に議会と執行は町民に寄り添い、耳を傾ける必要があるかと思えます。

そのためには、自主財源の確保は非常に重要であることは、今さら言うまでもありません。まちづくり公社の利益が、本町の好循環に寄与するのか、波及効果をもたらすのか、ふるさと納税による寄附金が今後増額に転じるのかが重要な鍵を握ります。

少子高齢化対策、社会資本整備、住民福祉の向上、基幹産業振興と財政需要は膨らむ一方ですが、最小の経費で最大の効果を上げるという強い意志の下、議会とともに高千穂町発展に邁進していただきたいと思います。

以上、令和5年度一般会計決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長、本願和茂。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、一般会計決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、議長を除く全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告であり

ました。よって、議案第41号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり認定されました。

ここでお諮りします。ただいまの認定をもって、令和5年度一般会計決算審査特別委員会は設置目的の審査が全て終わりましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、本特別委員会は本日をもって終了することに決定しました。

日程第2. 議案第43号

日程第3. 議案第48号

日程第4. 議案第49号

日程第5. 議案第50号

日程第6. 議案第61号

日程第7. 議案第62号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、議案第43号から、日程第7、議案第62号までの議案6件を一括議題とします。

初めに、この議案6件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（磯貝 助夫議員） 第3回高千穂町議会定例会において、総務産業常任委員会に付託された上下水道課所管3件、総務課所管1件、総合政策課所管1件、建設課所管1件、計6件について令和6年9月4日に審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

上下水道課所管。

議案第43号令和5年度高千穂町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額8,027万1,572円、歳出総額7,440万8,867円、収支差引き586万2,705円となり、443万7,033円を剰余金処分として基金積立てを行い、残り142万5,672円を次年度に繰り越すものです。

本町の簡易水道は、直営15組合を除く10組合において、施設の維持管理及び運営を行っていただいております。なお、決算年度の給水人口は4,145人で、年間有収水量は46万

2,922立方メートルです。

説明を受け、質疑に移りました。

質疑、基金の残高は総額で幾らか。

答弁、4年度の決算では1億411万4,200円である。

質疑、基金の目的は。

答弁、施設の老朽化や整備費等に使う。

質疑、不納欠損額の内訳は。

答弁、2名であり、1名は4,145円で、平成30年度から給水を停止している。もう1名は平成30年度に3,240円で、令和2年度に給水を停止している。

討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会からの意見。

滞納者に対する使用料徴収に努力し、不納欠損の減少を図るよう要望しました。

次に、議案第48号令和5年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

収益的収支は消費税込みで水道事業収益1億4,570万6,976円、水道事業費用1億2,707万1,856円、収支差引き1,863万5,120円です。

資本的収支は消費税込みで資本的収入25万575円、資本的支出1,620万3,193円、収支差引きマイナス1,595万2,618円となり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填します。

剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金が1億5,090万6,777円となっており、剰余金処分案としては、減債積立金へ91万6,000円、建設改良積立金へ1,742万3,000円、合わせて1,833万9,000円を積立処分し、処分後の残高1億3,256万7,777円を令和6年度への繰越利益剰余金とすることを提案するものです。

説明を受け、質疑に移りました。

質疑、令和5年度の漏水の状況はどうか。

答弁、町内の上水道は4系統あるが、1年に1系統の漏水調査を行っている。5年度の漏水調査で発見した箇所が10件である。

質疑、今後、給水人口減少、施設老朽化が進むと思うが、今後の運営をどう考えているのか。

答弁、今回の上水道料金の値上げにより、上水道事業が成り立っている。今後も高千穂町上水道事業ビジョンを基に、逐次見直しをしていく。

討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号令和5年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び会計の認定について。

収益的収支は消費税込みで下水道事業収益2億3,902万9,156円、下水道事業費用2億

1,281万2,218円、収支の差引き2,621万6,938円となった。

資本的収支は消費税込みで資本的収入2,748万2,331円、資本的支出9,134万9,442円、収支の差引きマイナス6,386万7,111円となり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継ぎ金で補填する。

特別的収支は消費税込みで特例的収入809万4,039円、特例的支出2,007万5,981円となった。

余剰金の処分については、当年度は未処分とし、2,552万4,791円を令和6年度の繰越利益剰余金とすることを提案するものです。

説明を受け、質疑に移りました。

質疑、企業債を毎年8,000万円ほど返済しているが、あと何年くらいか。

答弁、13年後の令和19年までです。

質疑、下水道の普及率は。

答弁、接続率89.2%です。

質疑、下水道管の老朽化の状況は。

答弁、敷設し、20年ほどであり、老朽化はまだ見られない。

討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、総務課所管。

議案第50号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、条例中の行政職給料表級別職務分類表の一部を改めるものです。1級に「主事又は技能の職務」とあり、2級も同じ内容であることから、国・県から指摘があり、別表第3の2級に「主事又は技師の職務」とあるものを、「相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務」と改めるものです。

説明を受け、質疑に移りました。

質疑、相当の知識とあるが、評価はどのようにするのか。

答弁、毎年人事評価を行っている。課長により、職員の業務能力が備わっているか評価しながら進めている。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からの意見。

職員が能力を生かし活躍できるよう、人事評価を適切に行うことを要望した。

次に、総合政策課所管。

議案第61号辺地総合整備計画の策定について。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等の法律に基づき、当

該辺地において、辺地対策事業債を活用して公共施設等の整備を実施するために必要な計画です。

この法律により公共的施設の整備をしようとする市町村は、事前に県との協議を終えた上で議会の議決が必要であり、今回、県との協議が終了したことから、計画策定のために議会の議決を求めるものです。

今回の計画は、農地整備課が令和6年度に行う事業で、大字押方五ヶ村地区で農道改良を行うものです。事業費は2,201万円、うち1,101万円が辺地対策事業債の予定だと議会当初に説明を受けました。

本議案については現地視察を行い、現地にて総合政策課長及び農地整備課長から補足説明を受けました。

総合政策課長からは、全長730メートルのうち、令和6年度分の120メートルを整備するものです。農地整備課課長からは、魅力あるふるさと環境整備事業であり、農業集落内またはその周辺において営農及び生活基盤の整備を行うことが目的であり、現在の道路幅2.4メートルを約4メートル幅に広げる予定です。

説明を受け、質疑に移りました。

質疑、橋梁はないのか。

答弁、1メートルくらいの暗渠が入るくらいで、橋を架ける必要はない。

質疑、一部の地域だけでなく、数年をかけても、五ヶ村全地域の改良を考えてはどうか。

答弁、県単事業は2年で1事業が基準であり、今回3期で県にお願いしており、1期で200メートルほどであることから、他の事業も含め検討したい。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、建設課所管。

議案第62号町道路線の認定について。

第2花の群線が、九州中央自動車道、国道218号、五ヶ瀬高千穂道路の工事用道路の一部になるもので、認定する区間は、花の群集落を通過する町道押方三ヶ所線から集落内に分岐する全長96メートルです。工事用車両が通過可能な幅員を確保するため、集落道である現道を拡幅し改良するものであり、用地は高千穂町で買収し、改良工事は国土交通省で行うものです。

本路線は、将来にわたり地域住民の利便性が高まること、また高速道路の維持管理に利用される路線であることから、町道に新規認定するものであり、道路法8条第2項に基づき、議会の議決を求めるものと、議会の初日に議案の説明を受けました。

本議案は、現地にて建設課長から幅員が5メートルであること、買収ラインをテープで示していることなど、設計図による補足説明を受けました。

説明を受け、現地調査を行いながら、工事の概要、拡幅箇所、用地買収のライン、里道の場所

等に関して質問に対し、丁寧に答弁していただき、理解をすることができました。

討論なく採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第43号から議案第62号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第43号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第43号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第48号令和5年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第48号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第49号令和5年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第49号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第50号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第61号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号町道路線の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第62号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第42号

日程第9. 議案第44号

日程第10. 議案第45号

日程第11. 議案第46号

日程第12. 議案第47号

日程第13. 議案第51号

日程第14. 議案第52号

日程第15. 議案第53号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第8、議案第42号から日程第15、議案第53号までの議案8件を一括議題とします。

初めに、この議案8件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、佐藤さつき議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（佐藤さつき議員） 報告書。

第3回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保険課所管の議案3件、保健センター所管2件、教育委員会所管2件、総務課所管1件の計8件について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管。

議案第42号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決算状況は、歳入18億15万4,701円で、歳入の主なものは国民健康保険税によるもので、2億3,033万4,077円、不納欠損194万3,390円を含みます。

歳出は17億9,943万9,974円で、主なものは保険給付費で13億1,079万5,153円、不用額は4,022万2,847円です。繰越しが71万4,727円となります。

被保険者数は2,867人、前年度比213人減、世帯数は1,837世帯で、前年度比99世

帯減となります。

以上の説明を受けて質疑に入りました。

質疑、被保険者が減少しており、国保会計を回すためにも、技術の進歩に合わせたデジタル化を進め、人件費を抑制してはどうか。

答弁、高齢者が主なので、デジタル化がうまく機能しないことも考えられます。検討はしましたが、対面での訪問を重視したいとなりました。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会からは、保険給付費抑制に向けて、これからも特定健診の受診率が向上するための工夫を要望しました。

次に、議案第46号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決算状況は、歳入1億9,264万6,336円で、主なものは後期高齢者保険料で、1億2,593万5,946円です。普通徴収保険料において、過年度滞納繰越分より不納欠損40万9,300円となっています。

歳出は1億9,081万400円で、不用額が507万3,600円となっていますが、主なものは、健康診査費の委託料209万1,962円、後期高齢者連合への納付金119万8,507円などです。

被保険者は2,657人で、39人の増となっております。

以上の説明を受けて質疑に入りました。

質疑、不納欠損の金額が大きいですが、理由があるのか。

答弁、時効になったため、不納欠損の処理をしました。該当者の所得が年度により差があったため、高額となりました。

質疑、過年度滞納分の徴収と現年度課税の徴収はどのようにしているのか。

答弁、現年度分徴収が優先のため、過年度滞納分が払えない事例があります。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会から、過年度滞納分について不納欠損にならないよう要望しました。

議案第54号高千穂町国民健康保険条例の一部改正について。

国民健康保険法の改正により、令和6年12月よりマイナ保険証に一本化となり、マイナ保険証がない方には資格確認書が送付されます。また、12月を過ぎても、現在使用中の保険証は期限内使用できます。

以上の説明を受けて質疑に入りました。

質疑、マイナ保険証の切替えは何年か。

答弁、カードは10年、電子証明書は5年です。

質疑、資格確認書は申請が必要か。

答弁、マイナ保険証を使用していない方には自動的に送付されます。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からは、マイナンバーカードの期限切れとなる方や資格確認書が送付される方には、情報の周知を要望しました。

議案第44号令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について。

介護認定審査会は、西臼杵3町共同で設置運営している組織であり、調査員による74項目の調査、主治医の意見書により、審査員が審査を行います。審査会の委員は、医師2名、理学療法士2名、保健師2名、看護師2名、介護職2名、計10名で、2つのグループに分かれて、月に三、四回、木曜日に開催しています。一度に20から30件の審査を行い、令和5年度は、高千穂町620件、日之影町185件、五ヶ瀬町177件、合計で982件の審査を行い、前年度比2件の減少でした。

決算状況は、歳入が834万7,803円で、主なものは、3町の負担金です。

歳出は761万4,180円で、516万円の減は、産休・育休による人件費の減少によるもので、73万2,820円を繰り越すものです。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑、1人の方が審査を年度内に複数回することがあるか。

答弁、入院時は介護度が高くなり、退院すると介護度が下がったりするので、審査が複数回になります。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会から、町民が介護認定審査を適正に受けてサービス利用につなげるよう、要望しました。

議案第45号令和5年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

令和6年4月1日現在、65歳以上の高齢者人口は4,926人で、前年度比24人の減となっていますが、高齢化率は45.22%となり、前年度比0.79%の増となっています。介護認定者数は859人で、ここ数年は800人前後で推移しています。

決算状況について、歳入は16億2,416万2,503円、主なものは、保険料の2億4,543万2,262円、その他分担金・負担金、一般会計繰入金などです。

歳出は15億8,853万9,686円で、主なものは施設介護給付サービス費を含む保険給付費で、3,561万2,817円が繰越しとなります。

介護サービス事業勘定について、歳入は1,529万9,270円、歳出は1,517万9,316円、繰越額は11万9,954円です。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑、居宅介護サービスの利用者はどれくらいか。

答弁、居宅介護サービス利用者は、サービスが多岐にわたるので数の把握が難しいが、施設サービスの利用者は令和6年3月時点で、特別養護老人ホーム137人、介護老人保健施設8人、旧療養型医療施設1人、医療院58人です。

質疑、包括的支援事業の権利擁護事業とはどのような事業か。

答弁、高齢者を虐待などから守る事業で、財産を守ることも含みます。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会から、在宅の高齢者が特殊詐欺などの被害に遭わないように、情報の周知を要望しました。

なお、議案第45号、44号、54号は、保健センターげんき荘所管となります。

○議長（坂本 弘明議員） さつき議員、ちょっと……。

○文教厚生常任委員長（佐藤さつき議員） 失礼しました。議案第54号は、51号に訂正させていただきます。番号が間違えておりました。

続けます。

議案第47号、総務課所管、令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

まず、収益的収入は22億7,321万8,766円となり、内訳は、医業収益が19億2,863万809円、医業外収益が3億4,458万7,957円です。収益的支出は28億9,604万7,339円となり、内訳は、医業費用が22億5,798万2,447円、医業外費用が7,793万1,416円で、特別損失が5億6,013万3,476円です。

次に、資本的収入決算額ですが、2億298万3,231円で、その内訳は企業債5,000万円などです。

資本的支出の決算額は2億9,527万775円で、内訳は建設改良費1億2,575万4,916円などです。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑、入院未収金はどのように回収をしているのか。

答弁、職員が連絡を取り、応じていただけないときは、外部委託をお願いしています。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会から、今後、病院会計が広域行政事務組合になりますが、各町議会への詳細な情報周知を要望しました。

議案第52号、教育委員会所管、高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

高千穂町武道館の施設利用料を定める条例の一部を改正するもので、新たに施設使用料として、シャワー使用料の欄を追加するものです。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑、料金の設定は。

答弁、1人1回100円です。

質疑、武道館を利用しなくても利用できるのか。

答弁、誰でも利用できます。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からは、故障中のシャワーの修理を要望しました。

議案第53号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について。

本年度末で上野中学校が高千穂中学校に統合されることに伴い、令和7年3月31日付で、教育関係の公の施設から上野中学校の欄を削除するものです。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑、生徒の通学手段は決定したのか。

答弁、通学用貸切りバスでの対応を検討しています。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からは、生徒が4月からスムーズに通学できるように要望しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました議案8件の審査報告とします。

令和6年9月18日、文教厚生常任委員会委員長、佐藤さつき。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第42号から議案第53号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第42号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第42号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第44号令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第44号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第45号令和5年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第45号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第46号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第46号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第47号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第47号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号高千穂町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第51号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告であり

ました。よって、議案第52号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第53号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、鉄道公園化に関する特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17. 議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり、議員を

派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和6年高千穂町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

9月2日に開会をいただきました本定例会におきましては、令和5年度の各会計決算の認定9件、また各会計補正予算7件、条例案件4件などに加えまして、追加上程させていただきました工事請負契約の締結に関する10件を加え、合計35件の重要案件につき、17日間にわたりまして御審議をいただき、いずれの議案も原案どおりに御承認をいただき、ありがとうございました。

多様な案件につきまして慎重かつ熱心に御審議をいただきました。特に令和5年度一般会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置いただいた上で、詳細に審査をいただいたところであり、様々に御意見、御提言をいただきました。心より厚く御礼を申し上げます。

様々に御質問もいただいた内容につきましては、本町が直面する様々な課題の解決につなげるための御意見、御提言として受け止めさせていただき、今後の事業執行や新年度予算編成等に生かしてまいりたいと存じます。

さて、先月末の台風10号により、一部手すりが出た高千穂峡の遊歩道につきましては、多くの部材が歩道脇で見つかったこともあり、鬼の力石付近の手すりにつきましては早期の復旧が可能となり、先週9月13日から開放することができました。

槍飛橋から神橋までの区間につきましては、現時点で一部ロープによる仮復旧となっておりますが、秋の行楽シーズンを前に、遊歩道の全線を歩いていただけるようになり、安堵したところでございます。

今後、早期の完全復旧ができるよう、引き続き県にもお願いをしながら、観光協会と連携して取り組んでまいります。改めて、今後、台風災害などがないようお願いいたします。

結びに、議員各位におかれましては、これから少しずつ寒暖の差が激しい季節となりますので、体調管理に御留意の上、御自愛をいただきながら、本町発展のため、御尽力、また御協力、御助言を賜りますようお願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、台風10号の接近に伴い、招集日を変更しての開会となりました

が、各位におかれましては、日程調整等、議会運営に御協力いただき、誠にありがとうございました。

9月2日から本日までの17日間、議員各位の熱心な審議により、令和5年度の各会計決算、また、6年度の補正予算、条例改正、契約議案等の全議案が認定・可決されたところであります。

また、一般質問では、6名の議員から13件の質問がありました。

執行部におかれましては、本会議及び委員会でおられました提言や要望を十分に酌み取っていただき、今後の行政運営に反映していただくよう望みます。

結びに、議員各位並びに執行部各位におかれましては、残暑厳しい中、御自愛いただき、さらなる町政発展への一層の御尽力をお願い申し上げ、9月定例会閉会の挨拶といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで、令和6年第3回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） お疲れさまでした。

午後2時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員